

愛知県公報

発行 / 愛知県 編集 / 総務部総務課 (毎週火・金曜日発行)

目次

条 例

愛知県行政機関設置条例	第52号	(総務部総務課)	9 2 8
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	第53号	(人事課)	9 3 7
恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例	第54号	(職員厚生課)	9 3 7
愛知県県税条例の一部を改正する条例	第55号	(税務課)	9 3 8
愛知県大学条例の一部を改正する条例	第56号	(文化学事課)	9 6 8
愛知県事務処理特例条例及び理容業に係る衛生措置に関する条例の一部を改正する条例	第57号	(健康福祉総務課)	9 6 9
愛知県ふぐ取扱い規制条例の一部を改正する条例	第58号	(生活衛生課)	9 6 9
愛知県都市計画審議会条例の一部を改正する条例	第59号	(都市計画課)	9 7 0
愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第60号	(住宅整備課)	9 7 0
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	第61号	(健康学習課)	9 7 1
愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用及びボスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	第62号	(市町村課)	9 7 1

本号で公布された条例のあらまし

愛知県行政機関設置条例(条例第52号)

- 次のとおり、事務所、県税事務所等の行政機関を再編し、その名称、位置及び所管区域を変更することとした。
 - 事務所を7事務所に再編するとともに、その所管区域に市の区域を加えること。
 - 福祉事務所、保健所等の健康福祉に関する行政機関を事務所の組織として置くこと。
 - 県税事務所を再編すること。
 - 農林水産事務所を設置するとともに、地域農業改良普及センターをその組織として置くこと。
 - 建設事務所を設置すること。
- その他必要な規定の整備を行うこととした。
- この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第53号)

- 水産基本法による沿岸漁業等振興法の廃止に伴い、農林漁業改良普及手当に関する規定を整備することとした。
- この条例は、公布の日から施行し、平成13年6月29日から適用することとした。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 漁業法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

愛知県県税条例の一部を改正する条例（条例第55号）

1 県民税

- (1) 県民税の所得割の納税義務者が、平成13年10月1日から平成15年3月31日までに、所有期間が1年を超える上場株式等の譲渡をした場合においては、当該上場株式等に係る譲渡所得の金額から100万円（当該譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、その金額）を控除することとした。
- (2) 商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による地方税法の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うこととした。

2 不動産取得税

- (1) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に規定する知事のあっせんによる土地の取得について、当該取得が平成15年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。
- (2) 農業協同組合連合会が農業協同組合からの信用事業の全部譲渡により取得する不動産について、当該取得が平成16年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。
- (3) 農林中央金庫が農業協同組合又は信用農業協同組合連合会からの信用事業の譲渡により取得する不動産について、当該取得が平成16年3月31日までに行われたときに限り、信用事業の全部譲渡によるものにあつては当該不動産の価格の2分の1、信用事業の一部の譲渡によるものにあつては当該不動産の価格の4分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。
- (4) 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うこととした。

3 自動車税

- (1) 排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車はその排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を、税込中立を前提に、次のように講ずることとした。

ア 環境負荷の小さい自動車

平成13年度及び平成14年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度及び翌々年度に次の特例措置を講ずることとした。

- (ア) 最新排出ガス規制値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の低燃費基準を満たすもの並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率の概ね100分の50を軽減する特例措置
- (イ) 最新排出ガス規制値より50パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の低燃費基準を満たすものについて、税率の概ね100分の25を軽減する特例措置
- (ウ) 最新排出ガス規制値より25パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の低燃費基準を満たすものについて、税率の概ね100分の13を軽減する特例措置

イ 環境負荷の大きい自動車

平成13年度及び平成14年度に新車新規登録から11年（ガソリン車（LPG車を含む。）については13年）を経過した自動車について、税率の概ね100分の10を重課する特例措置（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車は除く。）を講ずることとした。

- (2) 自動車税の標準税率に乗用車、トラック、バス及び三輪の小型自動車に係る区分が定められたことに伴い、必要な規定の整備を行うこととした。
- (3) 自動車税の申告書の全国統一様式の導入に伴い、必要な規定の整備を行うこととした。

4 自動車取得税

- (1) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置

法に規定する窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域において、同法に定める排出基準に適合しない一定の自動車を、当該排出基準が適用される日前に完全廃車して、新たに当該排出基準に適合し、かつ、最新の自動車排出ガス基準に適合した自動車に買い換えた場合に、現行税率から、取得の時期に応じ、次に掲げる率を控除する特例措置を講ずることとした。

取得の時期	軽減率
政令で定める日から平成15年3月31日まで	100分の2.3
平成15年4月1日から平成17年3月31日まで	100分の1.9
平成17年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の1.5
平成19年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の1.2

(2) 自動車取得税の申告書の全国統一様式の導入に伴い、必要な規定の整備を行うこととした。

- 5 1(1)及び2(1)は公布の日から、1(2)は規則で定める日から、2(2)及び2(3)は平成14年1月1日から、2(4)は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、3及び4(2)は平成14年4月1日から、4(1)は地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第11号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

愛知県大学条例の一部を改正する条例（条例第56号）

- 1 県立の大学の入学料の額を引き上げることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 平成13年度の入学者に係る入学料の額は、なお従前の例によることとした。

愛知県事務処理特例条例及び理容業に係る衛生措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第57号）

- 1 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律による歯科技工士法及び理容師法の一部改正に伴い、次の2条例について、必要な規定の整理を行うこととした。
 - (1) 愛知県事務処理特例条例
 - (2) 理容業に係る衛生措置に関する条例
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

愛知県ふぐ取扱い規制条例の一部を改正する条例（条例第58号）

- 1 精神病者に係るふぐ処理師免許の欠格事由について、業務遂行能力に応じて免許を与えることに変更することとした。
- 2 精神の機能の障害により免許を与えないこととする場合に意見聴取を行うこととした。
- 3 この条例は、平成13年11月1日から施行することとした。

愛知県都市計画審議会条例の一部を改正する条例（条例第59号）

- 1 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期を4年から2年に変更することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

愛知県手数料条例の一部を改正する条例（条例第60号）

- 1 新たに高齢者円滑入居賃貸住宅の登録申請手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 2 この条例は、平成13年11月1日から施行することとした。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（条例第61号）

- 1 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正に伴い、市町村立の小学校、中学校及び養護学校の学校医等の公務災害補償に関して定めた事項を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。

愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第62号）

- 1 公職選挙法施行令の一部改正により、国政選挙における自動車の使用及びポスターの作成に要する経費

に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

愛知県行政機関設置条例をここに公布する。

平成十三年十月十二日

愛知県知事 神田 真秋

愛知県条例第五十二号

愛知県行政機関設置条例

愛知県行政機関設置条例（昭和三十九年愛知県条例第四十五号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、他の条例に定めがあるものを除くほか、行政機関の設置及び名称、位置、所管区域等に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務所）

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」といふ。）第百五十五条第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分享させるため、事務所を設置する。

2 事務所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
愛知県尾張事務所	名古屋市 中区	小宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、尾西市、 愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡及び中島郡の区域
愛知県海部事務所	津島市	津島市及び海部郡の区域
愛知県知多事務所	半田市	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の 区域
愛知県西三河事務所	岡崎市	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高 浜市、幡豆郡及び額田郡の区域
愛知県豊田加茂事務所	豊田市	豊田市、西加茂郡及び東加茂郡の区域
愛知県新城設楽事務所	新城市	新城市、北設楽郡及び南設楽郡の区域
愛知県東三河事務所	豊橋市	豊橋市、豊川市、蒲郡市、宝飯郡及び渥美郡の区域

3 事務所に、次の表の上欄に掲げる規定に基づき設置する同表の下欄に掲げる行政機関を置く。

項 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一	福祉事務所
---------------------------------	-------

地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項	保健所
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十五条、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十三条第一項及び知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第一項	児童・障害者相談センター
児童福祉法第十五条	児童相談センター

4 前項の行政機関を置く事務所並びに当該行政機関の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

行政機関を置く事務所	行政機関		
	名称	位置 所管区域	
愛知県尾張事務所	愛知県尾張福祉事務所	名古屋市中区	愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡及び中島郡の区域
	愛知県一宮保健所	一宮市	一宮市、尾西市、稲沢市、葉栗郡及び中島郡の区域
	愛知県瀬戸保健所	瀬戸市	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市及び愛知郡の区域
	愛知県春日井保健所	春日井市	春日井市及び小牧市の区域
	愛知県江南保健所	江南市	犬山市、江南市、岩倉市及び丹羽郡の区域
	愛知県師勝保健所	西春日井郡師勝町	西春日井郡の区域
	愛知県中央児童・障害者相談センター	名古屋市中区	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛知郡及び西春日井郡の区域
	愛知県一宮児童相談センター	一宮市	一宮市、犬山市、江南市、尾西市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡、葉栗郡及び中島郡の区域
	愛知県海部福祉事務所	津島市	海部郡の区域
	愛知県津島保健所	津島市	津島市及び海部郡の区域
	愛知県海部児童相談センター	津島市	津島市及び海部郡の区域
	愛知県知多福祉事務所	半田市	知多郡の区域
	愛知県半田保健所	半田市	半田市及び知多郡の区域
	愛知県知多保健所	知多市	常滑市、東海市、大府市及び知多市の区域
	愛知県知多児童相談センター	半田市	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域

愛知県西三河事務所	愛知県西三河福祉事務所	岡崎市	幡豆郡及び額田郡の区域
	愛知県岡崎保健所	岡崎市	岡崎市及び額田郡の区域
	愛知県衣浦東部保健所	刈谷市	碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域
	愛知県西尾保健所	西尾市	西尾市及び幡豆郡の区域
	愛知県西三河児童・障害者相談センター	岡崎市	岡崎市、西尾市、幡豆郡及び額田郡の区域
	愛知県刈谷児童相談センター	刈谷市	碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域
	愛知県豊田加茂福祉事務所	豊田市	西加茂郡及び東加茂郡の区域
	愛知県加茂保健所	豊田市	西加茂郡及び東加茂郡の区域
	愛知県豊田加茂児童相談センター	豊田市	豊田市、西加茂郡及び東加茂郡の区域
	愛知県新城設楽福祉事務所	新城市	北設楽郡及び南設楽郡の区域
愛知県新城設楽事務所	愛知県新城保健所	新城市	新城市、北設楽郡及び南設楽郡の区域
	愛知県新城設楽児童相談センター	新城市	新城市、北設楽郡及び南設楽郡の区域
	愛知県東三河福祉事務所	豊橋市	宝飯郡及び渥美郡の区域
愛知県東三河事務所	愛知県豊川保健所	豊川市	豊川市、蒲郡市、宝飯郡及び渥美郡の区域
	愛知県東三河児童・障害者相談センター	豊橋市	豊橋市、豊川市、蒲郡市、宝飯郡及び渥美郡の区域
愛知県中央児童・障害者相談センター	一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡、海部郡及び知多郡の区域		
	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幡豆郡、額田郡、西加茂郡及び東加茂郡の区域		
愛知県西三河児童・障害者相談センター	豊橋市、豊川市、蒲郡市、宝飯郡及び渥美郡の区域		
愛知県東三河児童・障害者相談センター	豊橋市、豊川市、蒲郡市、宝飯郡及び渥美郡の区域		

5 前項の規定にかかわらず、児童・障害者相談センターの所掌事務のうち、身体障害者福祉法第十一条第二項及び第三項並びに知的障害者福祉法第十二条第二項及び第三項に規定する業務に係る所管区域は、次の表のとおりとする。

6 福祉事務所の業務は、規則で定めるところにより、当該福祉事務所を置く事務所の課において処理する。

7 知事は、保健所の所掌事務を分掌させるため、支所を設置することが出来る。

(県税事務所)

第三条 法第五十六条第一項の規定に基づき、県税の賦課徴収に関する事務を分掌させるため、県税事務所を設置する。

2 県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
愛知県名古屋東部県税事務所	名古屋市中区	名古屋市のうち千種区、東区、中区及び名東区の区域
愛知県名古屋北部県税事務所	名古屋市西区	名古屋市のうち北区、西区及び守山区並びに西春日井郡の区域
愛知県名古屋西部県税事務所	名古屋市中川区	名古屋市のうち中村区、中川区及び港区の区域
愛知県名古屋南部県税事務所	名古屋市熱田区	名古屋市のうち昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区及び天白区、豊明市、日進市並びに愛知郡の区域
愛知県東尾張県税事務所	春日井市	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、尾張旭市、岩倉市及び丹羽郡の区域
愛知県西尾張県税事務所	一宮市	一宮市、津島市、尾西市、稲沢市、葉栗郡、中島郡及び海部郡の区域
愛知県知多県税事務所	半田市	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域
愛知県西三河県税事務所	岡崎市	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幡豆郡及び額田郡の区域
愛知県豊田加茂県税事務所	豊田市	豊田市、西加茂郡及び東加茂郡の区域
愛知県東三河県税事務所	豊橋市	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、北設楽郡、南設楽郡、宝飯郡及び渥美郡の区域

(婦人相談所)

第四条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十四条第一項の規定に基づき設置する婦人相談所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
愛知県婦人相談所	名古屋市北区	愛知県の区域

(食品衛生検査所)

第五条 法第五十六条第一項の規定に基づき、と畜検査、と畜場の衛生及び食品の衛生に関する事務(保健所の所掌事務に係るものを除く。)を分掌させるため、食品衛生検査所を設置する。

2 食品衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
愛知県食品衛生検査所	西春日井郡豊山町	愛知県の区域（名古屋市、豊橋市及び豊田市の区域を除く。）

（動物保護管理センター）

第六条 法第五十六条第一項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する事務を分掌させるため、動物保護管理センターを設置する。

2 動物保護管理センターの名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
愛知県動物保護管理センター	豊田市	愛知県の区域（名古屋市の区域を除く。）

3 知事は、動物保護管理センターの所掌事務を分掌させるため、支所を設置することができる。（農林水産事務所）

第七条 法第五十六条第一項の規定に基づき、農業、林業及び水産業に関する事務を分掌させるため、農林水産事務所を設置する。

2 農林水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
愛知県尾張農林水産事務所	名古屋市中区	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡及び中島郡の区域
愛知県海部農林水産事務所	津島市	津島市及び海部郡の区域
愛知県知多農林水産事務所	半田市	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域
愛知県西三河農林水産事務所	岡崎市	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幡豆郡及び額田郡の区域
愛知県豊田加茂農林水産事務所	豊田市	豊田市、西加茂郡及び東加茂郡の区域
愛知県新城設楽農林水産事務所	北設楽郡設楽町	新城市、北設楽郡及び南設楽郡の区域
愛知県東三河農林水産事務所	豊橋市	豊橋市、豊川市、蒲郡市、宝飯郡及び渥美郡の区域

3 知事は、農林水産事務所の所掌事務を分掌させるため、支所及び出張所を設置することができる。

4 農林水産事務所に、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第十四条の六第一項の規定に基づき設置する地域農業改良普及センターを置く。

5 地域農業改良普及センターを置く農林水産事務所並びに地域農業改良普及センターの名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

地域農業改良普及センター		名	位置	所管区域
愛知県尾張農林水産事務所	愛知県尾張東農業改良普及センター	名古屋市中区	名古屋市中区	名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛知郡及び西春日井郡の区域
愛知県尾張農林水産事務所	愛知県尾張西農業改良普及センター	稲沢市	稲沢市	一宮市、犬山市、江南市、尾西市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡、葉栗郡及び中島郡の区域
愛知県海部農林水産事務所	愛知県海部農業改良普及センター	海部郡弥富町	津島市及び海部郡の区域	津島市及び海部郡の区域
愛知県知多農林水産事務所	愛知県知多農業改良普及センター	半田市	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域
愛知県西三河農林水産事務所	愛知県西三河農業改良普及センター	岡崎市	岡崎市、西尾市、幡豆郡及び額田郡の区域	岡崎市、西尾市、幡豆郡及び額田郡の区域
愛知県豊田加茂農林水産事務所	愛知県豊田加茂農業改良普及センター	豊田市	豊田市、西加茂郡及び東加茂郡の区域	豊田市、西加茂郡及び東加茂郡の区域
愛知県新城設楽農林水産事務所	愛知県新城農業改良普及センター	北設楽郡設楽町	北設楽郡の区域	北設楽郡の区域
愛知県東三河農林水産事務所	愛知県東三河農業改良普及センター	豊橋市	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び宝飯郡の区域	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び宝飯郡の区域
愛知県東三河農林水産事務所	愛知県渥美農業改良普及センター	渥美郡田原町	渥美郡の区域	渥美郡の区域

6 地域農業改良普及センターの業務は、規則で定めるところにより、当該地域農業改良普及センターを置く農林水産事務所の課において処理する。

（病害虫防除所）

第八条 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第三十二条第一項の規定に基づき設置する病害虫防除所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
愛知県病害虫防除所	名古屋市中区	愛知県の区域

2 知事は、病害虫防除所の所掌事務を分掌させるため、支所を設置することができる。

(家畜保健衛生所)

第九条 家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）第一条第一項の規定に基づき設置する家畜保健衛生所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
愛知県尾張家畜保健衛生所	春日井市	名古屋市の一部、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、犬山市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡及び海部郡の区域
愛知県知多家畜保健衛生所	知多郡武豊町	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域
愛知県西三河家畜保健衛生所	岡崎市	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幡豆郡及び額田郡の区域
愛知県加茂家畜保健衛生所	豊田市	豊田市、西加茂郡及び東加茂郡の区域
愛知県設楽家畜保健衛生所	新城市	新城市、北設楽郡及び南設楽郡の区域
愛知県東三河家畜保健衛生所	豊橋市	豊橋市、豊川市、蒲郡市、宝飯郡及び渥美郡の区域

(建設事務所)

第十条 法第百五十六条第一項の規定に基づき、土木及び建築に関する事務を分掌させるため、建設事務所を設置する。

2 建設事務所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
愛知県尾張建設事務所	名古屋市中区	名古屋市の一部、瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛知郡及び西春日井郡の区域
愛知県一宮建設事務所	一宮市	一宮市、犬山市、江南市、尾西市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡、葉栗郡及び中島郡の区域
愛知県海部建設事務所	津島市	津島市及び海部郡の区域
愛知県知多建設事務所	半田市	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域
愛知県西三河建設事務所	岡崎市	岡崎市、西尾市、幡豆郡及び額田郡の区域
愛知県知立建設事務所	知立市	碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域
愛知県豊田加茂建設事務所	豊田市	豊田市、西加茂郡及び東加茂郡の区域
愛知県新城設楽建設事務所	新城市	新城市、北設楽郡及び南設楽郡の区域
愛知県東三河建設事務所	豊橋市	豊橋市、豊川市、蒲郡市、宝飯郡及び渥美郡の区域

3 知事は、建設事務所の所掌事務を分掌させるため、支所及び出張所を設置することができる。
(所管区域の特例)

第十一条 知事は、必要があるときは、この条例の規定にかかわらず、規則で特定の事務に係る所管区域を定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 納税貯蓄組合法の施行に係る事務所の所管区域の特例に関する条例(昭和二十七年愛知県条例第二十二号)

二 愛知県地域農業改良普及センター条例(昭和三十三年愛知県条例第三十号)
(愛知県県税条例の一部改正)

3 愛知県県税条例(昭和二十五年愛知県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。
第四条を削る。

第四条の二の見出し中「事務所等」を「県税事務所」に改め、同条第一項中「事務所又は及び」(以下「事務所等」という。)を削り、同条第五項中「事務所等」を「県税事務所」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「事務所等」を「県税事務所」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二十条の十第一項」を「第二十条の十」に、「事務所等」を「県税事務所」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「愛知県東新県税事務所長」を「愛知県名古屋東部県税事務所長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課徴収に関する事務については、前項の規定にかかわらず、納税地が第一号に掲げる区域に所在する場合には愛知県名古屋南部県税事務所長に、納税地が第二号に掲げる区域に所在する場合には愛知県西三河県税事務所長に委任する。

一 名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡、海部郡及び知多郡の区域

二 豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、知立市、高浜市、幡豆郡、額田郡、西加茂郡、東加茂郡、北設楽郡、南設楽郡、宝飯郡及び渥美郡の区域

第四条の二を第四条とする。

第十二条中「事務所等（事務所所管の税務出張所を含む。）」を「県税事務所」に改める。
第十五条中「事務所等」を「県税事務所」に、「第二条第二項及び」を、「（平成十三年愛知県条例第五十二号）」に改め、「並びに第四条」を削り、同条第一号中「愛知県東新県税事務所」を「愛知県名古屋東部県税事務所」に改める。

第四十二条の十九第一項、第四十二条の三十七第一項、第四十三条の十第一項及び第百三十三条中「事務所等」を「県税事務所」に改める。

（合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正）

4 合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和二十七年愛知県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第四条の第二第一項」を「第四条第一項」に、「愛知県東新県税事務所長」を「愛知県名古屋東部県税事務所長」に改める。

（結核診査協議会条例の一部改正）

5 結核診査協議会条例（昭和四十四年愛知県条例第九号）の一部を次のように改正する。
第二条各号を次のように改める。

- 一 愛知県江南保健所及び愛知県師勝保健所
- 二 愛知県岡崎保健所、愛知県西尾保健所及び愛知県加茂保健所
- 三 愛知県新城保健所及び愛知県豊川保健所

（感染症診査協議会条例の一部改正）

6 感染症診査協議会条例（平成十一年愛知県条例第六号）の一部を次のように改正する。
第二条各号を次のように改める。

- 一 愛知県瀬戸保健所、愛知県師勝保健所及び愛知県津島保健所
- 二 愛知県春日井保健所及び愛知県江南保健所
- 三 愛知県半田保健所及び愛知県知多保健所
- 四 愛知県岡崎保健所、愛知県衣浦東部保健所、愛知県西尾保健所及び愛知県加茂保健所
- 五 愛知県新城保健所及び愛知県豊川保健所

第三条中「前条各号に掲げる保健所」を「その置かれた保健所（前条の規定により置かれた協議会にあつては、同条各号に掲げる保健所）」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

7 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年愛知県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「その他人事委員会規則で定める機関」及び「（人事委員会規則で定める職員を除く。）」を削る。

第四条第一項第一号中「）若しくは」の下に「事務所若しくは」を加え、「若しくは保健所」を削り、「又は保健所」を「又は事務所」に改める。

第六条第一項第一号中「児童相談所」を「児童・障害者相談センター又は児童相談センター」に改める。

第十条第一項第一号八中「農地開発事務所」を「農林水産事務所」に改める。

第十二条第一項第五号及び第六号中「土木事務所」を「建設事務所」に改める。

第十四条第一項第一号から第四号までの規定中「土木事務所」を「建設事務所」に改め、同項第五号中「事務所」を「建設事務所」に改める。

第十五条第一項第一号中「土木事務所」を「建設事務所」に改める。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十二日

愛知県知事 神 田 真 秋

愛知県条例第五十三号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。
第二十五条第一項第三号を次のように改める。

三 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第二十七条に規定する普及事業を推進するため次に掲げる事務に従事する水産業専門技術員及び水産業改良普及員

イ 水産業を行う者又は水産業に従事する者に接して水産に関する技術及び知識を普及指導すること。

ロ イに掲げる事務に従事する水産業改良普及員を指導し、及び専門の事項について調査研究を行うこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成十三年六月二十九日から適用する。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十二日

愛知県知事 神 田 真 秋

愛知県条例第五十四号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員
の退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正す
る条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員
の退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和三十二年愛知県条例
第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第十号中「第百十一条」を「第百九条」
に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十二日

愛知県知事 神 田 真 秋

愛知県条例第五十五号

愛知県条例の一部を改正する条例

愛知県条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の二第六項中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置
法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改める。

第六十二条第一項各号を次のように改める。

一 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ 営業用（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外のもの（以下本号及び
次項において「電気自動車」という。）であるものを除く。）

- | | | | |
|------|---------------------------|----|---------|
| (1) | 総排気量が一リットル以下のもの | 年額 | 七千五百円 |
| (2) | 総排気量が一リットルを超え一・五リットル以下のもの | 年額 | 八千五百円 |
| (3) | 総排気量が一・五リットルを超え二リットル以下のもの | 年額 | 九千五百円 |
| (4) | 総排気量が二リットルを超え二・五リットル以下のもの | 年額 | 一万三千八百円 |
| (5) | 総排気量が二・五リットルを超え三リットル以下のもの | 年額 | 一万五千七百円 |
| (6) | 総排気量が三リットルを超え三・五リットル以下のもの | 年額 | 一万七千九百円 |
| (7) | 総排気量が三・五リットルを超え四リットル以下のもの | 年額 | 二万五百円 |
| (8) | 総排気量が四リットルを超え四・五リットル以下のもの | 年額 | 二万三千六百円 |
| (9) | 総排気量が四・五リットルを超え六リットル以下のもの | 年額 | 二万七千二百円 |
| (10) | 総排気量が六リットルを超えるもの | 年額 | 四万七千円 |

ロ 自家用（電気自動車であるものを除く。）

- | | | | |
|------|---------------------------|----|---------|
| (1) | 総排気量が一リットル以下のもの | 年額 | 二万九千五百円 |
| (2) | 総排気量が一リットルを超え一・五リットル以下のもの | 年額 | 三万四千五百円 |
| (3) | 総排気量が一・五リットルを超え二リットル以下のもの | 年額 | 三万九千五百円 |
| (4) | 総排気量が二リットルを超え二・五リットル以下のもの | 年額 | 四万五千円 |
| (5) | 総排気量が二・五リットルを超え三リットル以下のもの | 年額 | 五万千円 |
| (6) | 総排気量が三リットルを超え三・五リットル以下のもの | 年額 | 五万八千円 |
| (7) | 総排気量が三・五リットルを超え四リットル以下のもの | 年額 | 六万六千五百円 |
| (8) | 総排気量が四リットルを超え四・五リットル以下のもの | 年額 | 七万六千五百円 |
| (9) | 総排気量が四・五リットルを超え六リットル以下のもの | 年額 | 八万八千円 |
| (10) | 総排気量が六リットルを超えるもの | 年額 | 十一万千円 |

八 電気自動車

- | | | | |
|-----|-----|----|---------|
| (1) | 営業用 | 年額 | 七千五百円 |
| (2) | 自家用 | 年額 | 二万九千五百円 |

二 トラック（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ 営業用（けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）

- | | | | |
|-----|----------------------|----|---------|
| (1) | 最大積載量が一トン以下のもの | 年額 | 六千五百円 |
| (2) | 最大積載量が一トンを超え二トン以下のもの | 年額 | 九千円 |
| (3) | 最大積載量が二トンを超え三トン以下のもの | 年額 | 一万二千円 |
| (4) | 最大積載量が三トンを超え四トン以下のもの | 年額 | 一万五千円 |
| (5) | 最大積載量が四トンを超え五トン以下のもの | 年額 | 一万八千五百円 |
| (6) | 最大積載量が五トンを超え六トン以下のもの | 年額 | 二万二千円 |
| (7) | 最大積載量が六トンを超え七トン以下のもの | 年額 | 二万五千五百円 |
| (8) | 最大積載量が七トンを超え八トン以下のもの | 年額 | 二万九千五百円 |
| (9) | 最大積載量が八トンを超えるもの | 年額 | 二万九千五百円 |

に最大積載量が八トンを超える部分一トンまでごとに四千七百円を加算した額

ロ 自家用（けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）

- | | | | |
|-----|----------------------|----|--------|
| (1) | 最大積載量が一トン以下のもの | 年額 | 八千円 |
| (2) | 最大積載量が一トンを超え二トン以下のもの | 年額 | 一万千五百円 |

- (3) 最大積載量が二トンを超え三トン以下のもの 年額 一万六千円
- (4) 最大積載量が三トンを超え四トン以下のもの 年額 二万五百円
- (5) 最大積載量が四トンを超え五トン以下のもの 年額 二万五千五百円
- (6) 最大積載量が五トンを超え六トン以下のもの 年額 三万円
- (7) 最大積載量が六トンを超え七トン以下のもの 年額 三万五千円
- (8) 最大積載量が七トンを超え八トン以下のもの 年額 四万五百円
- (9) 最大積載量が八トンを超えるもの 年額 四万五百円に最大積載量が八トンを超える部分
一トンまでごと
に六千三百円を
加算した額

八 けん引自動車

(1) 営業用

- (i) 小型自動車であるもの 年額 七千五百円
- (ii) 普通自動車であるもの 年額 一万五千円

(2) 自家用

- (i) 小型自動車であるもの 年額 一万二百円
- (ii) 普通自動車であるもの 年額 二万六百元

二 被けん引自動車

(1) 営業用

- (i) 小型自動車であるもの 年額 三千九百元
- (ii) 普通自動車であるもので最大積載量が八トン以下のもの 年額 七千五百円
- (iii) 普通自動車であるもので最大積載量が八トンを超えるもの 年額 七千五百円に最大積載量が八トンを超える部分
一トンまでごと
に三千八百円を
加算した額

(2) 自家用

- (i) 小型自動車であるもの 年額 五千三百円
- (ii) 普通自動車であるもので最大積載量が八トン以下のもの 年額 一万二百円

- (iii) 普通自動車であるもので最大積載量が八トンを超えるもの 年額 一万二百円に最大積載量が八トンを超える部分一トンまでごとに五千百円を加算した額

三 バス（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ 営業用

- (1) 一般乗合用のもの
- (i) 乗車定員が三十人以下のもの 年額 一万二千元
- (ii) 乗車定員が三十人を超え四十人以下のもの 年額 一万四千五百円
- (iii) 乗車定員が四十人を超え五十人以下のもの 年額 一万七千五百円
- (iv) 乗車定員が五十人を超え六十人以下のもの 年額 二万円
- (v) 乗車定員が六十人を超え七十人以下のもの 年額 二万二千五百円
- (vi) 乗車定員が七十人を超え八十人以下のもの 年額 二万五千五百円
- (vii) 乗車定員が八十人を超えるもの 年額 二万九千元
- (2) 一般乗合用のもの以外のもの
- (i) 乗車定員が三十人以下のもの 年額 二万六千五百円
- (ii) 乗車定員が三十人を超え四十人以下のもの 年額 三万二千元
- (iii) 乗車定員が四十人を超え五十人以下のもの 年額 三万八千元
- (iv) 乗車定員が五十人を超え六十人以下のもの 年額 四万四千元
- (v) 乗車定員が六十人を超え七十人以下のもの 年額 五万五百円
- (vi) 乗車定員が七十人を超え八十人以下のもの 年額 五万七千元
- (vii) 乗車定員が八十人を超えるもの 年額 六万四千元

ロ 自家用

- (1) 乗車定員が三十人以下のもの 年額 三万三千元
- (2) 乗車定員が三十人を超え四十人以下のもの 年額 四万千元
- (3) 乗車定員が四十人を超え五十人以下のもの 年額 四万九千元
- (4) 乗車定員が五十人を超え六十人以下のもの 年額 五万七千元
- (5) 乗車定員が六十人を超え七十人以下のもの 年額 六万五千五百円
- (6) 乗車定員が七十人を超え八十人以下のもの 年額 七万四千元
- (7) 乗車定員が八十人を超えるもの 年額 八万三千元

四 三輪の小型自動車

イ 営業用	年額	四千五百円
ロ 家用	年額	六千円

五 特種用途自動車

イ 営業用

(1) 霊きゆう車	年額	一万円
(2) その他	年額	一万三千五百円

ロ 家用

(1) キャンピング車

(i) 総排気量が一リットル以下のもの	年額	二万三千六百円
(ii) 総排気量が一リットルを超え一・五リットル以下のもの	年額	二万七千六百円
(iii) 総排気量が一・五リットルを超え二リットル以下のもの	年額	三万六千六百円
(iv) 総排気量が二リットルを超え二・五リットル以下のもの	年額	三万六千円
(v) 総排気量が二・五リットルを超え三リットル以下のもの	年額	四万八千円
(vi) 総排気量が三リットルを超え三・五リットル以下のもの	年額	四万六千四百円
(vii) 総排気量が三・五リットルを超え四リットル以下のもの	年額	五万三千二百円
(viii) 総排気量が四リットルを超え四・五リットル以下のもの	年額	六万二千二百円
(ix) 総排気量が四・五リットルを超え六リットル以下のもの	年額	七万四百円
(x) 総排気量が六リットルを超えるもの	年額	八万八千八百円
(2) その他	年額	一万八千四百円

第六十二条第二項を次のように改める。

2 前項第二号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上であるものの税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

一 営業用（電気自動車であるものを除く。）

イ 総排気量が一リットル以下のもの	三千七百円
ロ 総排気量が一リットルを超え一・五リットル以下のもの	四千七百円
ハ 総排気量が一・五リットルを超えるもの	六千三百円

二 家用（電気自動車であるものを除く。）

イ 総排気量が一リットル以下のもの	五千二百円
ロ 総排気量が一リットルを超え一・五リットル以下のもの	六千三百円
ハ 総排気量が一・五リットルを超えるもの	八千円

三 電気自動車

イ 営業用	三千七百円
-------	-------

□ 自家用

五千二百円

第六十二条第三項中「乗用車（前項に規定する乗用車に準ずるものを含む。）及び」を「乗用車」に改め、「キャンピング車」の下に「及び前項に規定する自動車」を加え、「同項第一号」を「第一項第一号」に改める。

第六十八条第一項中「一」を「いずれかに」に、「申告書を規則の定めるところにより」を「法施行規則で定める様式による申告書を」に改め、同条第二項中「申告書を規則の定めるところにより」を「法施行規則で定める様式による申告書を」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、「及び前項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第二百十条の八第一項中「規則で」を「法施行規則で」に改め、後段を削り、同条第二項中「規則」を「法施行規則」に、「報告書に売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを添えて」を「報告書を」に改める。

附則第七条第十項中「に東海旅客鉄道株式会社」を「に旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下本項において「旅客会社法改正法」という。）附則第二条第一項第一号に規定する東海旅客鉄道株式会社（以下本項において「東海旅客鉄道株式会社」という。）に、「が平成十二年四月一日」を「又は旅客会社法改正法附則第二条第一項第二号に掲げる者（旅客会社法改正法の施行の日の前日において東海旅客鉄道株式会社が経営している鉄道事業の全部又は一部を譲受、合併若しくは分割又は相続により旅客会社法改正法の施行の日以後経営する者に限る。）が旅客会社法改正法の施行の日」に改め、同条に次の三項を加える。

29 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第三条第一項に規定する林業経営改善計画について同項の認定を受けた者が、同法第十条の知事のおつせんによつて土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

30 農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百二十二号）第十条第一項第三号に規定する事業を行うものに限る。）が、農業協同組合から同法第五十条の二第三項の規定による行政庁の認可を受けて行う同条第一項の規定による信用事業（同法第十一条第二項に規定する信用事業をいう。）の全部の譲渡により不動産を取得した場合における当該不動産の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

31 農林中央金庫が、農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関

する法律（平成八年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定農業協同組合（第一号において「特定農業協同組合」という。）又は同条第三項に規定する信用農業協同組合連合会（以下本項において「信用農業協同組合連合会」という。）から同法第二十七条において準用する同法第十五条第一項の規定による主務大臣の認可を受けて行う同法第二条第五項に規定する事業譲渡（同項第一号に掲げるものに限る。以下本項において「事業譲渡」という。）により不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十六年三月三十一日までに行われたときに限り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を価格から控除するものとする。

- 一 農林中央金庫が特定農業協同組合又は信用農業協同組合連合会から事業譲渡（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第四項に規定する信用事業（次号において「信用事業」という。）の全部を譲渡するものに限る。）により不動産を取得した場合 当該不動産の価格の二分の一に相当する額
- 二 農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から事業譲渡（信用事業の一部を譲渡するものに限る。）により不動産を取得した場合 当該不動産の価格の四分の一に相当する額

附則第十三条を次のように改める。

（自動車税の税率の特例）

第十三条 次の各号に掲げる自動車（電気を動力源とする自動車で法施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則で定めるもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で法施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則で定めるもの（第三項において「電気自動車等」という。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の各年度分の自動車税に係る第六十二条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- 一 平成三年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成元年三月三十一日）までに初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による新規登録（以下本条において「新車新規登録」という。）を受けた自動車 平成十四年度
- 二 平成四年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成二年三月三十一日）までに新車新規登録を受けた自動車（前号の規定の適用を受ける自動車を除く。） 平成十五年度

第六十二条第一項第一号イ		七千五百円	八千二百円
第六十二条第一項第一号イ		八千五百円	九千三百円
第六十二条第一項第一号イ		九千五百円	一万四百円
第六十二条第一項第一号イ		一万三千八百円	一万五千百円
第六十二条第一項第一号イ		一万五千七百円	一万七千二百円
第六十二条第一項第一号イ		一万七千九百円	一万九千六百円
第六十二条第一項第一号イ		二万五百円	二万二千五百円
第六十二条第一項第一号イ		二万三千六百円	二万五千九百円
第六十二条第一項第一号イ		二万七千二百円	二万九千九百円
第六十二条第一項第一号イ		四万七百円	四万四千七百円
第六十二条第一項第一号イ		二万九千五百円	三万二千四百円
第六十二条第一項第一号イ		三万四千五百円	三万七千九百円
第六十二条第一項第一号イ		三万九千五百円	四万三千四百円
第六十二条第一項第一号イ		四万五千円	四万九千五百円
第六十二条第一項第一号イ		五万千円	五万六千百円
第六十二条第一項第一号イ		五万八千円	六万三千八百円
第六十二条第一項第一号イ		六万六千五百円	七万三千百円
第六十二条第一項第一号イ		七万六千五百円	八万四千百円
第六十二条第一項第一号イ		八万八千円	九万六千八百円
第六十二条第一項第一号イ		十一万千円	十二万二千百円
第六十二条第一項第一号イ		六千五百円	七千百円
第六十二条第一項第一号イ		九千円	九千九百円

第六十二条第一項第二号イ	第六十二条第一項第二号イ(2)	三万二千円	三万五千二百円
		二万六千五百円	二万九千百円
		二万六百元	二万二千六百元
		一万二百円	一万二千二百円
		一万五千百円	一万六千六百元
		七千五百円	八千二百円
		六千三百円	六千九百元
		四万五百円	四万四千五百円
		三万五千円	三万八千五百円
		三万円	三万三千元
第六十二条第一項第二号ロ	第六十二条第一項第二号ロ	二万五千五百円	二万八千元
		二万五百円	二万二千五百円
		一万六千元	一万七千六百元
		一万五千五百円	一万二千六百元
		八千元	八千八百円
		四千七百元	五千百円
		二万九千五百円	三万二千四百円
		二万五千五百円	二万八千元
		二万二千円	二万四千二百円
		一万八千五百円	一万三百円
第六十二条第一項第二号ハ	第六十二条第一項第二号ハ(1)	一万二千円	一万三千二百円
		一万五千円	一万六千五百円

第六十二条第二項第一号		五万三千二百円	五万八千五百円
		六万千二百円	六万七千三百円
		七万四百円	七万七千四百円
		八万八千八百円	九万七千六百円
		一万八千四百円	二万二百円
第六十二条第二項第二号		二千七百円	四千百円
		四千七百円	五千二百円
		六千三百円	六千九百円
		五千二百円	五千七百円
		六千三百円	六千九百円
	八千円	八千八百円	

2 前項の規定の適用がある場合における第六十二条第三項及び第六十二条の二の規定の適用については、第六十二条第三項中「これらの規定」とあるのは「これらの規定（附則第十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、第六十二条の二中「前条第一項」とあるのは「前条第一項（附則第十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下本条において同じ。）」と、同条第二項（附則第十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下本条において同じ。）」とする。

3 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十八条第一項に規定する自動車で同法第二十条第一号に規定するエネルギー消費効率に係る法施行令で定める基準に適合するもの（第五項及び第七項において「低燃費車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が法施行規則で定める許容限度（第五項及び第七項並びに次条第五項において「窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えない自動車で法施行規則で定めるもの及び電気自動車等に対する第六十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十四年度分及び平成十五年度分の自動車税に限り、当該自動車に平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十五年度分及び平成十六年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十二条第一項第一号イ										第六十二条第一項第一号ロ										第六十二条第一項第一号ハ	
																				七千五百円	四千円
																				八千五百円	四千五百円
																				九千五百円	五千円
																				一万三千八百円	七千円
																				一万五千七百円	八千円
																				一万七千九百円	九千円
																				二万五百円	一万五百円
																				二万三千六百円	一万二千元
																				二万七千二百円	一万四千元
																				四万七百元	二万五百円
																				二万九千五百円	一万五千元
																				三万四千五百円	一万七千五百円
																				三万九千五百円	二万円
																				四万五千元	二万二千五百円
																				五万千元	二万五千五百円
																				五万八千円	二万九千円
																				六万六千五百円	三万三千五百円
																				七万六千五百円	三万八千五百円
																				八万八千円	四万四千元
																				十一万円	五万五千五百円
																				七千五百円	四千元
																				二万九千五百円	一万五千元

第六十二条第一項第二号イ		六千五百円	三千五百円
		九千円	四千五百円
第六十二条第一項第二号イ		一万二千元	六千元
		一万五千元	七千五百円
第六十二条第一項第二号イ		一万八千五百円	九千五百円
		二万二千元	一万千元
第六十二条第一項第二号イ		二万五千五百円	一万三千元
		二万九千五百円	一万五千元
第六十二条第一項第二号イ		四千七百元	二千四百円
		八千元	四千元
第六十二条第一項第二号ロ		一万千五百円	六千元
		一万六千元	八千元
第六十二条第一項第二号ロ		二万五千五百円	一万五千元
		二万五千五百円	一万三千元
第六十二条第一項第二号ロ		三万円	一万五千元
		二万五千元	一万七千五百円
第六十二条第一項第二号ハ(1)		四万五百円	二万五百円
		六千三百円	三千二百円
第六十二条第一項第二号ハ(1)		七千五百円	四千元
		一万五千百円	八千元
第六十二条第一項第二号ニ(2)		一万二百円	五千五百円
		二万六百元	一万五百円

第六十二条第一項第三号イ(1)	一万二千円	六千円
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	二万円	一万円
	二万二千五百円	一万千五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千円	一万四千五百円
	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千円	一万六千円
	三万八千円	一万九千円
第六十二条第一項第三号イ(2)	四万四千円	二万二千円
	五万五百円	二万五千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万四千円	三万二千円
	三万三千円	一万六千五百円
	四万千円	二万五百円
	四万九千円	二万四千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千円
	七万四千円	三万七千円
第六十二条第一項第四号	八万三千円	四万千五百円
	四千五百円	二千五百円

第六十二条第一項第五号イ		六千円	三千円
		一万百円	五千五百円
第六十二条第一項第五号ロ		一万三千五百円	七千円
		二万三千六百円	一万二千元
		二万七千六百円	一万四千元
		三万千六百円	一万六千元
		三万六千元	一万八千元
		四万八百元	二万五百円
		四万六千四百円	二万三千五百円
		五万三千二百円	二万七千元
		六万二千二百円	三万千元
		七万四百元	三万五千五百円
第六十二条第一項第一号		八万八千八百円	四万四千五百円
		一万八千四百円	九千五百円
		三千七百元	千八百円
		四千七百元	一千三百円
第六十二条第一項第二号		六千三百円	三千二百円
		五千二百円	二千六百円
		六千三百円	三千二百円
		八千円	四千円
第六十二条第一項第三号		三千七百元	千八百円
		五千二百円	二千六百円

4 前項の規定の適用がある場合における第六十二条第三項及び第六十二条の二の規定の適用については、第二項の規定を準用する。

5 低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車（第三項の規定の適用を受ける自動車を除く。）で法施行規則で定めるものに対する第六十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車は平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十四年度分及び平成十五年年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十五年度分及び平成十六年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十二条第一項第一号イ	
七千五百円	六千円
八千五百円	六千五百円
九千五百円	七千五百円
一万三千八百円	一万五百円
一万五千七百元	一万二千元
一万七千九百元	一万三千五百円
一万五百元	一万五千五百円
一万三千六百元	一万八千円
一万七千二百円	一万五百円
四万七百元	三万円
第六十二条第一項第一号ロ	
一万九千五百円	一万二千五百円
三万四千五百円	一万六千円
三万九千五百円	三万円
四万五千元	三万四千元
五万千元	三万八千五百円
五万八千円	四万三千五百円

第六十二条第一項第二号イ										第六十二条第一項第二号ロ												
六万六千五百円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千元	一万五千元	一万八千五百円	二万二千元	二万五千五百円	二万九千五百円	四千七百元	八千円	一万六千元	一万五千五百円	二万五千五百円	二万五千五百円	三万	三万五千円	四万五百円	六千三百円
五万円	五万七千五百円	六万六千円	八万三千五百円	九千円	七千円	九千円	一万四千円	一万五千五百円	一万六千五百円	一万九千五百円	二万二千五百円	三千五百円	六千円	九千円	一万二千円	一万五千五百円	一万九千五百円	二万二千五百円	二万六千五百円	三万五百円	四千七百元	

第六十二条第一項第二号八(1)		七千五百円	六千円
		一万五千五百円	一万五千五百円
第六十二条第一項第二号八(2)		一万二百円	八千円
		一万六百元	一万五千五百円
第六十二条第一項第三号イ(1)		一万二千元	九千円
		一万四千五百円	一万千円
		一万七千五百円	一万三千五百円
		二万円	一万五千元
		二万二千五百円	一万七千元
		二万五千五百円	一万九千五百円
		二万九千元	二万二千元
		二万六千五百円	二万円
		三万二千元	二万四千元
		三万八千元	二万八千五百円
第六十二条第一項第三号イ(2)		四万四千元	三万三千元
		五万五百円	三万八千元
		五万七千元	四万三千元
		六万四千元	四万八千元
		三万三千元	二万五千元
		四万円	三万円
		四万九千元	三万七千元
		五万七千元	四万三千元
		五万七千元	四万三千元
		五万七千元	四万三千元
第六十二条第一項第三号ロ		三万三千元	二万五千元
		四万円	三万円
		四万九千元	三万七千元
		五万七千元	四万三千元

第六十二条第一項第四号	六万五千五百円	四万九千五百円
	七万四千円	五万五千五百円
	八万三千円	六万二千五百円
第六十二条第一項第五号イ	四千五百円	三千五百円
	六千円	四千五百円
第六十二条第一項第五号	一万百円	八千円
	一万三千五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万八千円
	二万七千六百円	二万千円
	三万千六百円	二万四千円
	三万六千円	二万七千円
	四万八百円	三万千円
	四万六千四百円	三万五千円
	五万三千二百円	四万円
	六万二千二百円	四万六千円
第六十二条第二項第一号	七万四百円	五万三千円
	八万八千八百円	六万七千円
	一万八千四百円	一万四千円
	三千七百円	二千八百円
	四千七百円	三千五百円
第六十二条第二項第二号	六千三百円	五千円
	五千二百円	四千円

	六千三百円	五千円
	八千円	六千円

6 前項の規定の適用がある場合における第六十二条第三項及び第六十二条の二の規定の適用については、第二項の規定を準用する。

7 低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の四分の三を超えない自動車（第三項又は第五項の規定の適用を受ける自動車を除く。）で法施行規則で定めるものに対する第六十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十四年度分及び平成十五年度分の自動車税に限り、当該自動車平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十五年度分及び平成十六年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十二条第一項第一号イ	
七千五百円	七千円
八千五百円	七千五百円
九千五百円	八千五百円
一万三千八百円	一万二千五百円
一万五千七百円	一万四千円
一万七千九百円	一万六千円
一万九千五百円	一万八千円
二万三千六百円	二万二千円
二万七千二百円	二万四千円
四万七千円	三万五千五百円
二万九千五百円	二万六千円
三万四千五百円	三万五千円
三万九千五百円	三万四千五百円

第六十二条第一項第一号ロ

第六十二条第一項第二号イ(1)	三万五千円	三万五千円
	四万五百円	三万五千五百円
	六千三百円	五千五百円
	七千五百円	七千円
	一万五千円	一万三千五百円
	一万二百円	九千円
	一万六百元	一万八千円
	一万二千円	一万五百円
	一万四千五百円	一万三千円
	一万七千五百円	一万五千五百円
第六十二条第一項第二号イ(2)	二万円	二万円
	二万二千五百円	二万円
	二万五千五百円	二万二千五百円
	二万九千円	二万五千五百円
	二万六千五百円	二万三千五百円
	三万二千円	二万八千円
	三万八千円	三万三千五百円
	四万四千円	三万八千五百円
	五万五百円	四万四千円
	五万七千円	五万円
第六十二条第一項第三号ロ	六万四千円	五万六千円
	三万三千円	二万九千円

第六十二条第一項第五号イ	四万円	三万六千円
	四万九千円	四万三千円
	五万七千円	五万円
	六万五千五百円	五万七千円
	七万四千元	六万四千五百円
	八万三千元	七万二千五百円
	四千五百円	四千元
	六千元	五千五百円
	一万百円	九千円
	一万三千五百円	一万二千元
第六十二条第一項第五号ロ	二万三千六百円	二万千円
	二万七千六百円	二万四千五百円
	三万六千円	二万七千五百円
	三万六千円	三万五千五百円
	四万八百元	三万五千五百円
	四万六千四百円	四万五百円
	五万三千二百円	四万六千五百円
	六万二千二百円	五万三千五百円
	七万四百元	六万五千五百円
	八万八千八百円	七万七千五百円
第六十二条第一項第四号	一万八千四百円	一万六千五百円
	三千七百円	三千円
第六十二条第一項第一号		

第六十二条第二項第二号		四千七百円	四千元
		六千二百円	五千五百円
	五千二百円		四千五百円
	六千二百円		五千五百円
	八千円		七千円

8 前項の規定の適用がある場合における第六十二条第三項及び第六十二条の二の規定の適用については、第二項の規定を準用する。

附則第十四条第五項中「(昭和五十四年法律第四十九号)」を削り、「法施行規則で定める許容限度」を「窒素酸化物排出許容限度」に改め、同条第九項中「又は第七項」を「第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第三項」の下に「第七項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準(以下本項から第九項までにおいて「排出ガス保安基準」という。)」を「排出ガス保安基準」に、「及び第五項」を「第五項」に、「を除く」を「及び前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成十三年法律第七十三号)第二条の規定による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号。以下本項において「特別措置法」という。)(第十二条第一項の規定により法施行令で定める日以降に適用されるべきものとして定められた窒素酸化物排出基準(以下本項において「窒素酸化物排出基準」という。))又は粒子状物質排出基準(以下本項において「粒子状物質排出基準」という。))に適合する自動車のうち道路運送車両法第四十一条の規定により平成十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準(以下本項から第十項までにおいて「排出ガス保安基準」という。))に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車で法施行令で定めるもの(以下本項において「特定基準適合車」という。))の取得(当該取得をした者が当該自動車の主たる定置場を特別措置法第六条第一項に規定する窒素酸化物対策地域(以下本項において「窒素酸化物対策地域」という。))内又は特別措置法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域(以下本項において「粒子状物質対策地域」という。))内に置いて使用する場合の自動車の取得(第三項の規定の適用がある場合の自動車の取得及び第五項の規定の適用がある場合の自動車の取得で法施行令で定めるものを除く。))に限る。))に対して課する自動車取得税の税率

は、窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車のうち道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十八年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車で法施行令で定めるもの（法施行令で定める日において現に窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内に主たる定置場を置いて当該自動車を現に使用する者が、当該自動車を引き続き窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内に主たる定置場を置いて使用する場合における当該自動車に限る。）につき特別措置法第十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する自動車の種別及び車齢に応じ法施行令で定める日前（法施行規則で定める期間内に限る。）に道路運送車両法第十五条第一項の申請に基づき抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして特定基準適合車を取得した場合（法施行規則で定める場合に限る。）には、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第二百十条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

- 一 法施行令で定める日から平成十五年三月三十一日まで 百分の二・三
- 二 平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日まで 百分の一・九
- 三 平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで 百分の一・五
- 四 平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の一・二

附則第二十三条の二第一項中「附則第三十五条の二第七項第三号」を「附則第三十五条の二第九項第三号」に改め、同条第三項中「及び租税特別措置法第三十七条の十第五項に規定する支払われる金額（同項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）」を削り、同条第五項を削り、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「金額」とあるのは「を」「金額」とあるのは、「」に改め、「と」「及び租税特別措置法」とあるのは「及び同法」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七条の十第五項に規定する支払われる金額（同項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

附則第二十三条の二第六項中「附則第三十五条の二第八項」を「附則第三十五条の二第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の二項を加える。

6 県民税の所得割の納税義務者が、平成十三年十月一日から平成十五年三月三十一日までの期間（以下本項において「特定期間」という。）内に、租税特別措置法第三十七条の十第六項に規定する上場株式等（以下本項において「上場株式等」という。）の譲渡（証券取引法（昭和二十

三年法律第二十五号)第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除くものとし、租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下本項において同じ。)をした場合において、当該上場株式等が同条第六項に規定する長期所有上場株式等(以下本項において「長期所有上場株式等」という。)であるときは、第一項の規定の適用については、法施行令で定めるところにより、当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、当該譲渡をした年中の長期所有上場株式等の譲渡(特定期間内のものに限る。)に係る譲渡所得の金額から百万円(当該譲渡所得の金額が百万円に満たない場合には、当該譲渡所得の金額)を控除するものとする。

7 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

附則第二十三条の三第六項中「(昭和二十二年法律第二十五号)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四十三条の二第六項の改正規定、附則第七条に三項を加える改正規定(同条第二十九項に係る部分に限る。)、附則第二十三条の二第一項及び第六項の改正規定、同項を同条第八項とし、同項の前に二項を加える改正規定、附則第二十三条の三第六項の改正規定並びに附則第三項の規定 公布の日
- 二 附則第七条第十項の改正規定 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)の施行の日
- 三 附則第七条に三項を加える改正規定(同条第三十項及び第三十一項に係る部分に限る。)

平成十四年一月一日

四 附則第十四条の改正規定(同条第五項の改正規定を除く。)及び附則第六項の規定 地方税法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第八号)附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日

五 附則第二十三条の二第三項の改正規定、同条第五項を削る改正規定、同条第四項の改正規定及び同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定並びに次項の規定 規則で定める日

(個人の県民税に関する経過措置)

2 商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十三年法律第八十号)第三十三条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第九条の五第一項に規定する上場会社等の株主である個人が商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日前にされた同項に規定する資本準備金をもつてする株式の消却(当該株式の消却のための当該上場会社等による自己の株式の取得を含む。)により交付を受けた金銭に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 改正後の愛知県県税条例(以下「新条例」という。)附則第七条第二十九項の規定は、平成十三年九月十日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

(自動車税に関する経過措置)

4 新条例第六十二条及び附則第十三条の規定は、平成十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

5 新条例第六十二条第一項第二号ニに掲げる自動車のうち普通自動車であるもので最大積載量が二十トンを超えるものに対する同号ニの規定の適用については、平成十四年度分及び平成十五年度分の自動車税に限り、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、平成十四年度分にあつては同表の第三欄に掲げる字句に、平成十五年度分にあつては同表の第四欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第六十二条第一項第二号 二(一)(iii)	八トン	二十一トン	二十一トン
	七千五百円	五万六千九百円	五万六千九百円
	三千八百円	千二百円	一千四百円
第六十二条第一項第二号 二(2)(iii)	八トン	二十一トン	二十一トン
	一万二百円	七万六千五百円	七万六千五百円
	五千百円	千七百円	二千四百円

(自動車取得税に関する経過措置)

6 新条例附則第十四条第七項から第十項までの規定は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(愛知県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

7 愛知県県税条例の一部を改正する条例(平成十一年愛知県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「平成十二年度から平成十四年度までの各年度分」を「平成十二年度分及び平成十三年度分」に改め、「、平成十四年度分にあつては同表の第四欄に掲げる字句に」を削り、同項の表の第四欄を削り、附則に次の五項を加える。

9 キャンピング車に対する愛知県県税条例の一部を改正する条例(平成十三年愛知県条例第五十五号)の規定による改正後の愛知県県税条例(以下「平成十三年改正後の条例」という。)第六十二条第一項第五号の規定(平成十三年改正後の条例附則第十三条第一項、第三項、第五項及び第七項の規定により読み替えて適用される場合を除く。)の適用については、平成十四年度分の自動車税に限り、次の表の第一欄に掲げる字句は、同表の第二欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 一 欄	第 二 欄	
	小型自動車であるもの	普通自動車であるもの
二万三千六百円	一万二千元	一万二千三百円
二万七千六百円	一万四千元	一万五千三百円
三万千六百円	一万七千元	一万八千三百円
三万六千元	三万三百円	三万六千六百円
四万八百元	三万三千九百元	三万五千二百円
四万六千四百円	三万八千円	三万九千四百円
五万三千二百円	四万三千二百円	四万四千五百円
六万二千二百円	四万九千二百円	五万五百円
七万四百円	五万六千円	五万七千四百円
八万八千八百円	六万九千九百元	七万二千二百円

10 キャンピング車に対する平成十三年改正後の条例附則第十三条第一項の規定により読み替えて適用される平成十三年改正後の条例第六十二条第一項第五号の規定の適用については、平成十四年度分の自動車税に限り、次の表の第一欄に掲げる字句は、同表の第二欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	
	小型自動車であるもの	普通自動車であるもの
二万五千九百円	二万三千百円	二万四千五百円
三万三百円	二万六千四百円	二万七千八百円
三万四千七百円	二万九千七百円	三万千百円
三万九千六百円	三万三千三百円	三万四千七百円
四万四千八百円	三万七千二百円	三万八千七百円
五万千円	四万九百円	四万三千三百円
五万八千五百円	四万七千五百円	四万八千九百円
六万七千三百円	五万四千百円	五万五千五百円
七万七千四百円	六万七千七百円	六万三千百円
九万七千六百円	七万六千八百円	七万八千三百円

11 キャンピング車に対する平成十三年改正後の条例附則第十三条第三項の規定により読み替えて適用される平成十三年改正後の条例第六十二条第一項第五号の規定の適用については、平成十四年度分の自動車税に限り、次の表の第一欄に掲げる字句は、同表の第二欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	
	小型自動車であるもの	普通自動車であるもの
一万二千円	一万五百円	一万千五百円
一万四千元	一万二千円	一万三千円
一万六千元	一万三千五百円	一万四千五百円
一万八千元	一万五千五百円	一万六千円
二万五百円	一万七千円	一万八千円
二万三千五百円	一万九千五百円	二万円
二万七千円	二万二千円	二万二千五百円

三万円	二万五千元	二万五千五百円
三万五千五百円	二万八千五百円	二万九千元
四万四千五百円	三万五千元	三万六千元

12 キャンピング車に対する平成十三年改正後の条例附則第十二条第五項の規定により読み替えて適用される平成十三年改正後の条例第六十二条第一項第五号の規定の適用については、平成十四年度分の自動車税に限り、次の表の第一欄に掲げる字句は、同表の第二欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	
	小型自動車であるもの	普通自動車であるもの
一万八千元	一万六千元	一万七千元
二千元	一万八千元	一万九千元
二万四千元	二万五百円	二万五千五百円
二万七千元	二万三千元	二万四千元
三万円	二万五千五百円	二万六千五百円
三万五千元	二万九千元	三万円
四万円	三万二千五百円	三万三千五百円
四万六千元	三万七千元	三万八千元
五万三千元	四万二千五百円	四万三千五百円
六万七千元	五万二千五百円	五万三千五百円

13 キャンピング車に対する平成十三年改正後の条例附則第十二条第七項の規定により読み替えて適用される平成十三年改正後の条例第六十二条第一項第五号の規定の適用については、平成十四年度分の自動車税に限り、次の表の第一欄に掲げる字句は、同表の第二欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	
	小型自動車であるもの	普通自動車であるもの
二万円	一万八千五百円	一万九千五百円

一万四千五百円	一万千円	一万二千五百円
一万七千五百円	一万二千五百円	一万五千円
三万千五百円	一万六千五百円	一万七千五百円
三万五千五百円	一万九千五百円	三万千円
四万五百円	三万三千五百円	三万四千五百円
四万六千五百円	三万八千円	三万九千円
五万三千五百円	四万三千円	四万四千円
六万千五百円	四万九千円	五万円
七万七千五百円	六万千円	六万二千円

愛知県大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十二日

愛知県知事 神田真秋

愛知県条例第五十六号

愛知県大学条例の一部を改正する条例

愛知県大学条例（昭和三十九年愛知県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二愛知県立大学の項中、「二七七、〇〇〇」を「二八二、〇〇〇」に、「一三八、五〇〇」

を「一四一、〇〇〇」に、	「	八三、一〇〇	」	を	「	八四、六〇〇	」	に改め、	同表愛知県立
		二七、七〇〇				二八、二〇〇			
		二七、七〇〇				二八、二〇〇			

芸術大学の項及び愛知県立看護大学の項中、「二七七、〇〇〇」を「二八二、〇〇〇」に、「八三、一〇〇」を「八四、六〇〇」に、「二七、七〇〇」を「二八、二〇〇」に改める。

附則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 平成十三年度の入学者に係る入学料の額は、改正後の愛知県大学条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

愛知県事務処理特例条例及び理容業に係る衛生措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十二日

愛知県知事 神 田 真 秋

愛知県条例第五十七号

愛知県事務処理特例条例及び理容業に係る衛生措置に関する条例の一部を改正する条例

(愛知県事務処理特例条例の一部改正)

第一条 愛知県事務処理特例条例(平成十一年愛知県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の十の項中「第七条第三項」を「第六条第三項」に改める。

(理容業に係る衛生措置に関する条例の一部改正)

第二条 理容業に係る衛生措置に関する条例(平成十二年愛知県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第三号」を「第九条第三号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県ふぐ取扱い規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十二日

愛知県知事 神 田 真 秋

愛知県条例第五十八号

愛知県ふぐ取扱い規制条例の一部を改正する条例

愛知県ふぐ取扱い規制条例(昭和五十一年愛知県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「与えない」を「与えないことがある」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条

第一号中「精神病患者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同条第一号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 精神の機能の障害によりふぐの処理の業務を適正に行うことができない者として規則で定めるもの

第六条の次に次の一条を加える。

(意見の聴取)

第六条の二 知事は、免許を申請した者について、前条第一号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、

その求めがあつたときは、知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。
 第九条第一項中「第六条第一号」の下に「又は第二号」を加え、「取り消すものとする」を「取り消すことができる」に改める。

附 則

この条例は、平成十三年十一月一日から施行する。

愛知県都市計画審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十二日

愛知県知事 神 田 真 秋

愛知県条例第五十九号

愛知県都市計画審議会条例の一部を改正する条例

愛知県都市計画審議会条例（昭和四十四年愛知県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「四年」を「二年」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の愛知県都市計画審議会条例第二条第一項第一号に掲げる者のうちから任命された委員である者の任期については、改正後の愛知県都市計画審議会条例第二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

愛知県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十二日

愛知県知事 神 田 真 秋

愛知県条例第六十号

愛知県手数料条例の一部を改正する条例

愛知県手数料条例（平成十二年愛知県条例第二十号）の一部を次のように改正する。
 別表第八砂利採取計画認可事務の項の次に次の一項を加える。

高齢者円滑 入居賃貸住 宅登録事務	高齢者円滑入 居賃貸住宅登 録申請手数料	一件につき	1,000
-------------------------	----------------------------	-------	-------

附 則

この条例は、平成十三年十一月一日から施行する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十二日

愛知県知事 神田真秋

愛知県条例第六十一号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十三年愛知県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに市町村立の小学校、中学校及び養護学校」を削る。

第二条中「県の教育委員会、市町村立の小学校、中学校及び養護学校の学校医等に関しては市町村の」を削る。

第六条中「その他」を「県立大学以外の県立学校」に改め、「県の」を削る。

附則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、平成十四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の公務災害補償については、なお従前の例による。

愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十二日

愛知県知事 神田真秋

愛知県条例第六十二号

愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成五年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「六万二百円」を「六万四千五百円」に改める。

第三条第一号中「次条第二号」を「次条第一項第二号」に改める。

第四条第一項第一号中「六万二百円」を「六万四千五百円」に改め、同項第二号八中「一万七千七百円」を「一万二千五百円」に改める。

第五条中「ところにより算定した」を削り、同条第一号中「五百一円九十九銭」を「五百十円

四十八銭」に改め、同条第二号中「二十六円二十九銭」を「二十六円七十三銭」に、「五十五万二千八百七十円」を「五十五万七千百十五円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。